

## 令和6年度羽咋市高齢者等スマートフォン教室業務委託

### 1. 業務名

令和6年度羽咋市高齢者等スマートフォン教室業務委託

### 2. 事業概要

この業務は、高齢者やデジタル技術に不慣れな方を対象とした「スマートフォンの基本的な利用方法」に重点を置いた講座を実施することで、スマートフォン等、デジタル技術の利活用推進につなげることを目的とする。

### 3. 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

### 4. 履行場所

市内公民館（12施設、所在等は以下の表のとおり）

名称	住所	想定回数
LAKUNA はくい	石川県羽咋市川原町テ39-1	3回
羽咋公民館	石川県羽咋市中央町フ169番地ノ2	3回
千里浜公民館	石川県羽咋市千里浜町ハ140番地2	3回
栗ノ保公民館	石川県羽咋市兵庫町タ46番地	2回
富永公民館	石川県羽咋市深江町ト108番地	3回
越路野公民館	石川県羽咋市千路町も30番地	3回
一ノ宮公民館	石川県羽咋市一ノ宮町レ86番地1	3回
上甘田公民館	石川県羽咋市柴垣町36字19番地1	2回
邑知公民館	石川県羽咋市飯山町ル78番地1	3回
余喜公民館	石川県羽咋市大町コ42番地	3回
鹿島路公民館	石川県羽咋市鹿島路町1788番地	3回
邑知公民館神子原分館	石川県羽咋市神子原町チ18番地	2回

### 5. 業務内容

#### (1) 講座内容

- ① 講座の内容を企画し、カリキュラム及び教材の準備、講師及びアシスタントの手配、機材その他資材等の調達、設営撤収、アンケートの実施等の業務を行うこと。また、講座毎に持ち帰り可能な製本されたテキストを作成すること。  
講座で使用する部屋、机、椅子、プロジェクター、スクリーン等については本市で準備する。

- ② 講座は1講座（コマ）120分とする。
- ③ 講座は難易度に応じ2種類の講座を開催するものとし、以下の例に示したものを含むものとする。内容の詳細については本市と協議の上決定するものとする。
  - ・電源の入れ方 ・電話のかけかた ・文字入力の仕方 ・メールの送受信
  - ・インターネットの閲覧 ・カメラの使い方 ・QRコードの読み取り方
  - ・アプリのダウンロード ・LINEの使い方 ・本市電子申請サービス
  - ・アンケート（インターネットで実施）
- ④ 各会場に上記2種類の講座を各々2～3回実施し、12会場で全66講座（コマ）実施する。
- ⑤ 講座で必要なスマートフォンは受講者が持参し、講座対象端末のOSはAndroidおよびiOSとすること。また受講者所有の端末のOSや製品の違いについては、創意工夫し実施すること。
- ⑥ 講座の日程については、契約日から令和7年3月末までの間に実施するが、詳細日程については市と協議のうえ決定し実施するものとする。
- ⑦ 受講者は5名程度とし、講師等の人員数については定めるものではないが、受講者へのサポートが適切に行き渡る体制が望ましいことから、講師1名及び受講者の操作等を補助するアシスタント1名以上を配置することを想定している。また、講座は原則対面での実施とする。
- ⑧ 講師の選任については、受講者に対してデジタル機器・サービスの利用方法等の教授経験を有する者を担当させること。
- ⑨ 講座が終了した受講者に対してアンケートを実施し、受講者の理解度や講座への評価等を調査すること。また、本市と協力し、アンケートの結果を取りまとめ、業務完了時に実施報告書として提出すること。アンケートは本市電子申請サービスを活用すること。

## （2）募集・会場の調整等

- ① 受講者の募集、受付は市で実施する。
- ② 受講者募集の広報用チラシ・ポスター等のデータを作成し提供すること。印刷や配布については本市で行うものとする。チラシ・ポスターは以下の例に示した内容を含むものとし、詳細は本市と協議の上決定し作成するものとする。
  - ・講座の開催日時、場所 ・各講座の概要 ・参加申込先の電話番号等
- ③ 会場の日程調整・予約は市が実施する。

## 6. 再委託

- (1) 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得ること。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

## 7. 留意事項

### (1) 業務体制

本事業を実施するにあたり、十分な人員を確保すること。また、講座の実施にあたり、適宜、市と連絡し、調整を行うこと。

### (2) 講座延期・中止の決定

災害等の影響により、市が延期・中止の決定をする場合、受託者はその指示に従うこと。延期決定の場合は、実施期間内で日程を調節して講座を実施すること。

### (3) 事業の実施に係る各施設の利用料については、本市で負担するものとする。

## 8. その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本件の履行に関して知り得た情報について、本契約の履行以外の目的での使用、第三者への開示漏洩を行わないこと。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ、対応について決定するものとする。

## 9. 本仕様に関する問い合わせ先

羽咋市 総務部 デジタル推進室

メール：it@city.hakui.lg.jp

TEL：0767-22-7161

